

石 金 造

ISHIZUCHI



石鎚山(西条市)

CONTENTS

| | |
|-----------------------------------|----|
| 年頭のごあいさつ | 2 |
| 平成22年度医療費の3要素等の 全国との比較 | 3 |
| 平成23年度上半期の短期経理の状況 | 3 |
| 平成23年度共済事業に関する 懇談会開催 | 4 |
| 平成22年度特定健康診査及び 特定保健指導の実施状況について | 8 |
| 健康記事 (インフルエンザ／RSウイルス) | 9 |
| 入学・修学貸付のご案内 | 10 |
| 共済貯金に加入しませんか？ | 10 |
| 貯金払戻スケジュール | 10 |
| 簡単・便利・低利な物資供給事業を ご利用ください。 | 11 |
| 指定店情報 | 11 |

年頭のごあいさつ



理事長 高須賀 功

新年あけましておめでとうございます。平成24年の新春を迎えるにあたり、組合員、ご家族の皆様方に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

共済組合制度が公務員制度の一環として昭和37年12月に発足してから今年で50周年を迎えます。この間、年金・医療・福祉を三位一体とする各事業が堅実に充実発展してまいりましたことは、これまでの関係各位の皆様のご尽力の賜と深く感謝申し上げます。

さて、昨年6月30日に政府・与党が取りまとめた『社会保障と税の一体改革成案』に盛り込まれました年金、医療、介護などの社会保障分野の改革につきましましては、昨年12月開催の政府・与党で構成する「社会保障改革本部」で厚生労働省の改革案が報告され、今通常国会への関係法案の提出に向け準備が進められております。

年金制度につきましましては、「所得比

例年金」や「最低保障年金」の創設など年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を進めることとされ、被用者年金の一元化の第一段階である厚生年金と共済年金の一元化や公務員の特例性としての職域年金が最大の課題となっております。

しかし、平成21年の衆議院解散に伴い廃案となった一元化法案が国会に提出された平成19年当時よりも経済情勢が更に落ち込んでいること、また公務員に対する批判が強まっておりますので、今後の議論の行方を注視していく必要があると考えております。

また、医療保険制度につきましましては、平成20年度に施行された後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を構築することとして、一昨年12月に「最終報告書」が取りまとめられています。

ご案内のとおり、本組合の短期給付

財政は、高齢者医療制度への支援金等が年々増加することを大きな要因として、6年連続で財源率の引き上げを余儀なくされている状況となっております。「新しい高齢者医療制度の検討に当たっては、公的負担の拡大を求めるとともに、納得のいく仕組みに再構築する」ことを組合会で決議し、関係機関に要請を行うなど組合会議員が一体となつて取り組んでいるところです。

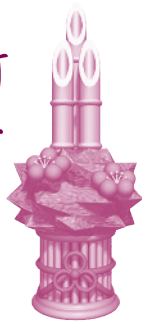
しかし、最終報告書では、共済組合に更なる負担を求める内容となっております。また、協会けんぽへの支援なども検討されるなど、今後の短期給付財政に大きな影響が懸念されますので、引き続き、生活習慣病の予防や医療費の節減など財政健全化に向けて努力してまいりたいと存じます。

このほか、えひめ共済会館につきましましては、おかげさまで四国4県の共同企画「四国旅劇場」、またビアパーティなど多くの方にご利用をいただき、誠にありがとうございます。厳しい経営環境ではありますが、今年も皆様にご満足いただける新商品を企画し努力してまいりますので、なお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

いずれにいたしましても共済組合は大きな変革の時期を迎えようとしており、多くの課題が山積しておりますが役員一体となつて皆様の福祉の向上、更には、共済制度の発展のため、一層の努力を重ねてまいりる所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、今年が輝かしい年となりますよう、併せて、組合員とご家族の皆様様の益々のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



| | |
|--------|------------------------|
| 理事長 | 高須賀 功 (東温市) |
| 理事 | 中村 佑 (伊予市) |
| 〃 | 佐々木 龍 (新居浜市) |
| 〃 | 村上 一郎 (大洲市) |
| 〃 | 池田 正司 (松山市) |
| 〃 | 三好 要 (伊方町) |
| 〃 | 井原 巧 (四国中央市) |
| 〃 | 稲本 隆壽 (内子町) |
| 〃 | 大城 一郎 (八幡浜市) |
| 〃 | 志賀 仁士 (今治市) |
| 〃 | 上石 富一 (内子町) |
| 〃 | 清家 新生 (宇和島市) |
| 〃 | 清水 雅文 (愛南町) |
| 〃 | 武田誠一郎 (今治市) |
| 〃 | 原田 満範 (松山大学 経営学部教授) |
| 学識経験監事 | 山内 定樹 |
| 事務局長 | 外職員一同 |

(全国との比較)

医療費の3要素 1人当たり医療費 平均給料月額 短期財源率の状況



平成22年度の組合員医療費及び平成23年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素である「受診率」、「1件当たり日数」及び「1日当たり金額」のうち「受診率」及び「1件当たり日数」は、前年度とほぼ横ばいですが全国平均よりやや低い値で推移しています。「1日当たり金額」は前年度から310円増加し6,561円(9位)と全国平均より高い状態が続いています。

「組合員1人当たり金額」は、10万5,962円(31位)で、平成15年度から8年連続して全国平均(10万9,828円)を下回っています。

「平均給料月額」は、前年度から1,121円減少し32万2,496円(34位)で、全国平均(32万7,362円)より4,866円低くなっています。

「短期財源率」は、121.8%(4位)で、全国平均(110.627%)より11.173%高くなっています。

医療費の3要素・1人当たり医療費・平均給料月額 (単位: %、日、円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 増△減 |
|-------------|---------|-----------------|--------------|
| 医療費の3要素 | 受診率 | 65.86 | 64.91 △ 0.95 |
| | 1件当たり日数 | 1.78 | 1.78 0 |
| | 1日当たり金額 | 6,251 | 6,561 310 |
| 1人当たり医療費 | 102,450 | 105,962 3,512 | |
| 平均給料月額(年度末) | 323,617 | 322,496 △ 1,121 | |

短期財源率・平均給料月額の他県との比較

| 短期財源率 (平成23年度 対給料 単位:%) (期末手当を除く) | 平均給料月額 (平成23年3月末現在 単位:円) |
|---|-----------------------------|
| 1 沖 縄 130.400 | 1 大 分 340,953 |
| 2 奈 良 127.800 | 2 広 島 338,450 |
| 3 鹿児島 125.400 | 3 長 崎 335,886 |
| 4 愛 媛 121.800 | 4 兵 庫 335,857 |
| 5 佐 賀 119.900 | 5 福 島 335,472 |
| 6 長 崎 118.000 | 6 東 京 335,271 |
| 7 高 知 117.700 | 7 栃 木 334,586 |
| 8 鳥 取 117.500 | 8 山 形 333,999 |
| 9 島 根 117.300 | 9 千 葉 333,913 |
| 10 岡 山 117.200 | 10 鹿児島 333,909 |

34 愛 媛 322,496

組合員の診療諸率の他県との比較

| 受 診 率 (平成22年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数) | 1件当たり日数 (平成22年度 単位:日) | 1日当たり金額 (平成22年度 単位:円) | 1人当たり金額(年額) (平成22年度 単位:円) (薬剤を含む) |
|--|--------------------------|--------------------------|---|
| 1 奈 良 73.76 | 1 福 岡 1.98 | 1 北海道 7,628 | 1 奈 良 124,812 |
| 2 徳 島 73.15 | 2 佐 賀 1.96 | 2 石 川 7,030 | 2 北海道 123,242 |
| 3 和歌山 72.69 | 3 埼 玉 1.92 | 3 沖 縄 6,893 | 3 青 森 119,092 |
| 4 宮 城 72.00 | 4 和歌山 1.88 | 4 富 山 6,876 | 4 佐 賀 118,104 |
| 5 東 京 71.85 | 5 奈 良 1.88 | 5 岡 山 6,705 | 5 福 岡 117,833 |
| 6 栃 木 71.70 | 6 青 森 1.87 | 6 高 知 6,607 | 6 広 島 117,301 |
| 7 三 重 71.30 | 7 京 都 1.86 | 7 島 根 6,595 | 7 埼 玉 115,413 |
| 8 埼 玉 70.29 | 8 宮 崎 1.85 | 8 大 分 6,562 | 8 秋 田 115,315 |
| 9 山 形 70.16 | 9 大 分 1.85 | 9 愛 媛 6,561 | 9 徳 島 114,885 |
| 10 福 岡 69.01 | 10 石 川 1.85 | 10 宮 崎 6,561 | 10 岩 手 114,785 |

30 愛 媛 64.91

26 愛 媛 1.78

31 愛 媛 105,962

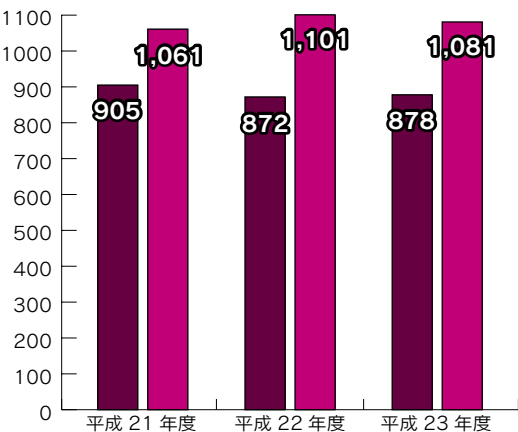
| | |
|----------------|----------------|
| 38 石 川 105,000 | 37 沖 縄 320,759 |
| 39 福 井 104,500 | 38 京 都 320,724 |
| 40 東 京 101,300 | 39 滋 賀 319,754 |
| 41 静 岡 100,000 | 40 宮 城 318,211 |
| 42 長 野 98,800 | 41 福 井 318,108 |
| 43 和歌山 98,750 | 42 高 知 317,460 |
| 44 栃 木 97,900 | 43 富 山 317,005 |
| 45 山 形 96,000 | 44 愛 知 314,721 |
| 46 千 葉 95,000 | 45 岐 阜 314,646 |
| 47 富 山 83,750 | 46 石 川 310,731 |
| 平 均 110.627 | 平 均 327,362 |

| | |
|--------------|-------------|
| 37 熊 本 63.15 | 37 長 野 1.72 |
| 38 大 分 62.94 | 38 岩 手 1.72 |
| 39 鳥 取 62.85 | 39 静 岡 1.71 |
| 40 静 岡 62.53 | 40 秋 田 1.69 |
| 41 山 梨 61.73 | 41 宮 城 1.69 |
| 42 福 井 61.25 | 42 山 形 1.68 |
| 43 石 川 60.80 | 43 新 潟 1.66 |
| 44 島 根 60.59 | 44 島 根 1.66 |
| 45 北海道 60.29 | 45 富 山 1.66 |
| 46 長 野 60.04 | 46 鳥 取 1.64 |
| 平 均 67.37 | 平 均 1.79 |

| | |
|--------------|----------------|
| 37 山 梨 5,906 | 37 新 潟 101,240 |
| 38 千 葉 5,845 | 38 滋 賀 99,665 |
| 39 群 馬 5,825 | 39 岐 阜 99,261 |
| 40 岐 阜 5,820 | 40 島 根 99,243 |
| 41 和歌山 5,805 | 41 福 井 98,722 |
| 42 愛 知 5,795 | 42 山 梨 97,617 |
| 43 栃 木 5,783 | 43 鳥 取 96,271 |
| 44 埼 玉 5,739 | 44 群 馬 95,256 |
| 45 山 形 5,728 | 45 静 岡 94,788 |
| 46 東 京 5,453 | 46 長 野 93,723 |
| 平 均 6,191 | 平 均 109,828 |

■上半期の医療費

(単位: 百万円)



被扶養者の上半期の医療費は、入院に係る医療費が前年度より約2300万円(6.22%)減少したことに伴い、前年度より約2000万円(1.83%)減少しています。

被扶養者
入院医療費が大幅減

組合員の上半期の医療費は、前年度より約600万円(0.69%)増加していますが、近年は減少傾向にあり、5年前と比べると約8800万円減少しています。

組合員
前年度より微増

〈平成23年度〉 上半期の医療費の状況

平成23年度共済事業に関する懇談会開催会場一覧表

| 開催日 | 開催地 (選挙区) | 出席議員 | 開催場所 | 参加人数 |
|--------------|---------------|-------------------------|----------------------|------|
| 8月19日 (金) | 新居浜市 (第1区) | 志賀 仁士 武田誠一郎 | 新居浜市役所 5階「大会議室」 | 23名 |
| 9月5日 (月) | 愛南町 (第3区) | 三好 要 清家 新生 | 城辺社会福祉会館 3階「中ホール」 | 31名 |
| 9月26日 (月) | 大洲市 (第2区) | 池田 正司 村上 一郎 上石 富一 | 大洲市役所 2階「大ホール」 | 12名 |



新居浜市会場

平成
23年度

共済事業に関する懇談会開催

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さまにご説明し、ご意見を
ご要望を広くお聞きすることにより、各事業運営の参考とし、よりよい事業の発展・
充実を図るため、職員側議員の選挙区ごとの地区別に、本年度から「共済事業に関す
る懇談会」を開催することとしました。本年度は、8月及び9月に左表のとおり、県
内3箇所で開催し、総数66名の組合員の皆さまにご参加いただきました。

懇談会で出されましたご意見・ご要望等につきましては、10月24日開催の職員側
議員協議会において、とりまとめをいただきましたが、今後、平成24年度の事業計
画及び予算策定時において、更にご検討・ご協議をお願いすることとなります。

今回参加されました組合員の皆さま及び開催に当たりご協力いただきました市役所
及び町役場の共済担当課の皆さま方にこの場をお借りして改めてお礼申し上げます。

参加された皆さまからの主なご意見・ご要望及び共済組合からの回答は、次のお
りです。なお、紙面でご紹介できなかったご意見・ご要望及び共済組合からの回答に
つきましては、本組合ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

総則事項

Q 組合公報「石鎚」のペーパー
化の予定をお伺いします。

A 組合公報は共済組合の情報
を全組合員に伝達するための手
段として位置付けておりますのでペ
ーパー化は、庁内LAN等の整備に
より全組合員が閲覧できる環境下で
あることが条件となりますが、経費節減
効果も期待できます。

Q ペーパー化については、組合
議員、共済担当者の皆さまのご意見も
お伺いしながら、今後検討してい
きたいと思っております。

Q 組合員証のカード化の予定を
お伺いします。

A 市町村職員共済組合グル
ープでは、平成18年9月から組合
員証のカード化に向け準備を進めて
おりましたが、当時、本県を含め3組
合が費用対効果等を考え、導入を延
期いたしました。また、本組合では、
付加価値の高いICチップ搭載の社会
保障カードの実施に合わせて導入し
たいと考えておりますが、社会保障
カードへの移行時期が、全く見通し
が立たない現況でありますので、組
合員の皆さまの利便性の向上を図る
ため、組合議員、共済担当者の
皆さまのご意見を伺い、

をお伺いしながら、来年度の導入に
向け検討したいと考えております。

Q 組合員証は、汚損を理由に交
換することはできないので
しょうか。

A 汚損した組合員証を「組合員証
等再交付申請書」に添付し本組
合に申請していただければ、新しい
組合員証と交換しております。

Q 冊子「私たちの共済組合・互
助会」は、何年毎に発行され
ているのですか。毎年1回、
ページ数を抑えた簡易的な冊
子を作成・配付することは
できないかお伺いします。

A 冊子「私たちの共済組合・互
助会」は、制度改革や事業の見直
し時期等を考慮し、基本的には3年
毎に発行しております。
なお、簡易版の発行につきましては、
費用面等を含め今後検討したいと思
います。

短期給付関係

Q 愛媛県の短期財源率が全国的
に高い理由を教えてください。
たい。

A 高齢者医療制度への納付金、
支援金等の拠出金が平成23年

度予算ベースで支出の46%を占める状況にあること、また本組合の平均給料月額が全国的に低い水準にあることなどが、短期財源率が高い要因となっております。

Q ジェネリック医薬品希望カードを、病院に提示した場合、必ずジェネリック医薬品を処方してもらえるのか教えてください。

A ジェネリック医薬品の処方については、主治医の判断によりますので、必ずしもジェネリック医薬品を処方してもらえないとは限りませんが、共済組合の医療費や病院窓口での自己負担の軽減にもなりますので、ご協力をお願いします。

Q 高齢者医療制度に係る公費負担の拡充について、機会をとらまえて国等に働きかけをお願いしたい。

A これまでも高齢者医療制度に関する公費負担の拡充については、組合会で決議し、全国連合会を通じて厚生労働省など関係機関に要望を行っております。平成23年度も要望しておりますが、今後、機会をとらえ、要望をしていきたいと考えております。

年金関係

Q 以前いただいた通知「公務員共済年金のお知らせ」に、平成22年度以降はホームページから閲覧の申込をすれば個人情報を確認できると記載されているが、閲覧方法を教えていただきたい。

A 利用方法については、公報「石鎚」平成23年10月号に、記事を掲載しておりますので参考にしてください。

なお、利用申込の際には、組合員の基礎年金番号が必要となります。ご不明の場合は、個人情報の問題もありますので、共済事務担当課を通じて本組合にご照会いただければ回答いたします。

保健事業関係

Q 人間ドック等利用助成金の厚生事業費に占める割合が高いことから、随時、助成金等の見直しを行っているとの説明がありました。助成金を引き下げ自己負担を増やすと受診者が減る懸念があります。早期発見・早期治療という考えに逆行するよう思われますが、この点について共済組合の考えをお伺いします。

A 本組合では、従来から人間ドック等の利用を推進し、病気の早期発見・早期治療に寄与してきたところであります。しかし、人間ドック等利用者は年々増加し、人間ドック等利用助成金は、厚生事業の支出額の約80%を占め、結果として財政的に厳しいことから、年齢制限を設けたり、定率制から定額制に見直しを行ってきたところであります。従来から、希望者全員(年齢制限あり)が利用できる体制となっておりますので、できるだけこの体制を維持するよう努めていきたいと考えております。

Q 今年度から、人間ドック等利用助成金が、24,000円から14,000円に引き下げられ、引き下げ分の10,000円については、互助会からの補助となっておりますが、どのような状況で振替えられたのかお伺いします。また、今後振替えによる影響があるのかも併せてお伺いします。

A 本組合においては、組合員数の減少や、給与構造改革等の影響から、保健経理においても、掛金・負担金収入の増加は期待できず、厳しい財政状況が続いております。そのような状況の中、公益法人制度改革により(財)愛媛県市町村職員互助

会(以下「互助会」という。)が「一般財団法人」に移行するに当たり、移行時の残余財産(資産)は、公益事業費として支出しなければならぬこととされました。このため、互助会の資産を圧縮して公益事業費の支出を抑え、給付事業を円滑に実施するため、人間ドック等補助金の補助金額を、10,000円増額したものです。

なお、平成24年度の間ドック等補助金の補助金額は、互助会の不足金補てん積立金の残高によって変更となることが考えられます。

また、平成25年度(新法人移行後)以降の補助金額については、互助会において検討される予定ですが、互助会の補助金額が減額された場合、本組合の保健経理の財政状況によっては、人間ドック助成額を24,000円に戻すことができるかどうか懸念されます。

Q 人間ドックに心臓や骨(頸椎)などのドック助成の新設を検討していただきたい。

A 健診機関の検診項目の関係もありますが、今後、組合会議員の皆さまの意見などをお伺いしながら検討したいと思っております。



Q 人間ドック等の利用助成について、たとえば「節目の年齢」を設定し、その年齢に限り、優先して人間ドック受診者に自己負担額をさらに軽減していただけるように検討をお願いします。（節目年齢：例えば35歳、45歳、55歳など）

A 本組合では、従来から希望者全員（年齢制限あり）が毎年連続であっても助成制度を利用できる体制にあります。節目年齢（5年・10年に一度）とか、3年に一度とかの制限を設ければ、助成対象件数が減少しますから、より手厚く助成することができると思いますが、現状の希望者全員が受診できる体制のうえに、更なる助成することは検討が必要であると考えております。

Q 災害が発生した際、勤務場所に設置・保管する救急対応用の医薬材料費等（常備薬の保管とは別の救急箱）の購入に対する助成を検討いただきたい。

A 災害時用救急箱に必要な医薬材料費についての助成は、保健事業の目的が「組合員及び被扶養者の健康の保持増進に資する事業を実施すること」となれておりますので、対応が難しいと思われま

Q 平成23年度から歯科健診補助金が廃止となりましたが、廃止となった理由を教えてください。

A 歯科健診補助事業は、当初、所属所に対し、組合員を対象とした歯科健診を実施してもらったために始めましたが、所属所での実施はこの6年間で1件もなく、組合員個人が、歯科医院で受診した検診のみで、その実態は、保険診療の一部負担を補てんしているような状況になっていました。また、所属所の担当者からご意見を伺った結果、所属所で歯科健診を実施するのは現実問題として大変難しいという意見が多数ありました。このような理由により、6年間継続した歯科健診補助事業は、平成23年4月1日に廃止させていただきました。

Q えひめ共済会館の耐震補強改修工事の決定に当たっては、当時、廃止も含めて検討されていたと思うが、耐震補強改修工事を行い維持継続した以上、毎年、精査をお願いし収入の確保をしていただきたい。また、収入確保として貸事務所などテナントを検討されているかどうか。

Q 本会館の宿泊利用者は、他県の会館と比べ、組合員、準組合員の方の利用率がかなり高い状況となっております。しかし、会議室の利用者は、民間企業も含め経費節減の影響もあり、減少している状況となっております。

宿泊関係

Q 人事異動による所属変更で市町村共済組合から公立学校共済組合の組合員となった場合についても、引き続き貯金事業が利用できるようにしていただきたい。

Q 貯金の払戻日について、取扱いのルールを明確にしたい。

A 共済貯金の払戻日は、金曜日（火曜日締切）及び月末の前日（2日前締切）に送金していますが、金曜日が月初に当たる場合は、木曜日に送金しており、週1回の払戻しができるようにしています。

Q 共済貯金の払戻しは、ほとんどの組合が月1回又は月2回の払戻しになっていますが、本組合ではご利用に当たっての利便性と事務処理を勘案して、月4回（毎週金曜日）及び月末の前日に組合員名義の口座へ払戻しをしています。

貯金事業関係

Q 共済組合の貯金事業は、組合員に対する事業とされていますので、組合員（任意継続組合員）資格喪失後の利用は難しいものと考えております。

Q 毎週1回（金曜日）の貯金の払戻しを、週2回（例えば、水曜日と金曜日）にしたい。

A 共済貯金の払戻しは、金曜日（火曜日締切）及び月末の前日（2日前締切）に送金していますが、金曜日が月初に当たる場合は、木曜日に送金しており、週1回の払戻しができるようにしています。

Q 共済貯金の払戻しは、ほとんどの組合が月1回又は月2回の払戻しになっていますが、本組合ではご利用に当たっての利便性と事務処理を勘案して、月4回（毎週金曜日）及び月末の前日に組合員名義の口座へ払戻しをしています。

A 共済組合の貯金事業は、組合員に対する事業とされていますので、組合員（任意継続組合員）資格喪失後の利用は難しいものと考えております。



Q 共済貯金の払戻請求書に押印した印鑑の誤りのため、希望日に払戻しが受けられないことがあるので、印鑑照合をしないうで払戻しを受けられないか、検討をお願いしたい。

A 印鑑照合については、総務省監査などで本人確認事務に遺漏がないよう指導されており、その一環として行っていますので、現段階で印鑑照合の廃止はできないものと考えっております。

Q 毎年、貯金加入者に配付される「地方公務員ダイアリー」は、翌年度のカレンダーや付録(時候の挨拶など)を利用するぐらいです。また、女性が、バッグに入れて持ち運ぶには重たいので、卓上カレンダーなどの検討をお願いしたい。

A 毎年、貯金加入者に配付される「地方公務員ダイアリー」は、今後も継続して配付していただきたい。また、月毎にインデックスを付けられないか、検討をお願いしたい。

A 「地方公務員ダイアリー」は、貯金加入者への記念品として配付しているものです。今年度と来年度は県内20市町に関する写真掲載する予定です。2年間は継続したいと考えておりますが、平成25年度以後につきましては、皆さまのご意見を参考に今後検討したいと思っております。

続したいと考えておりますが、平成25年度以後につきましては、皆さまのご意見を参考に今後検討したいと思っております。

貸付事業関係

Q 普通貸付や住宅貸付とは別枠で、リフォーム(太陽光発電、オール電化、バリアフリーなど)や外構工事を対象とした貸付を新設していただきたい。

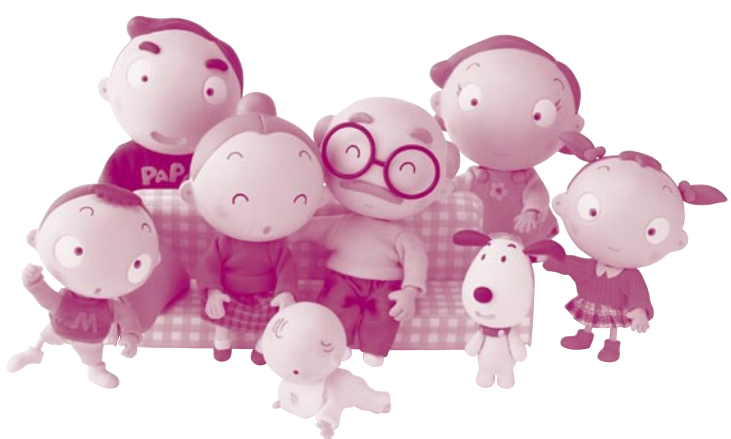
A 貸付事業は、総務省から示される貸付準則で、貸付の種類や貸付限度額などが規定されていますので、組合独自で別枠の貸付けを新設することはできないことになっております。

なお、バリアフリーにつきましては、在宅介護住宅貸付をご利用できますし、太陽光発電、オール電化及び外構工事につきましては、普通貸付での利用もできますので、ご理解をお願いします。

物資供給事業関係

Q 物資供給事業については、同様の事業として貸付事業があり、物資供給事業の金利より低金利で自動車を購入することもできます。自己破産などの貸付事故増加などから財政的に厳しいのであれば、整理してもいいのではないか。

A 物資供給事業については、平成22年度に組合会議員の皆さまにご協議いただき、平成23年度から平成25年度までの3年間で、資金の借入先を預託金管理経理から貯金経理へ段階的に変更し、借入金に係る支払利息の支払額を抑え、収支の改善を図ることとしております。今後の収支の状況や物資供給事業の利用状況などを踏まえて再検討していくこととしております。



大洲市会場



愛南町会場

特定健康診査及び特定保健指導の 実施状況について

平成20年度から始まりました特定健康診査及び特定保健指導について、平成22年度の実施状況(平成23年10月25日国への報告分)をお知らせします。

高血圧症・脂質異常症・糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合は、組合員と被扶養者とあまり差はありませんが、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)及びその予備軍の該当者の割合は、組合員の方がかなり高くなっています。

また、喫煙者の割合は減少傾向にあるものの、組合員の喫煙者の割合が27.2%と依然として高い喫煙率となっています。禁煙は、それだけで生活習慣病のほとんどのリスクを低減できる効果の高い生活習慣病予防策ですので、生活習慣の改善を考えている喫煙者の方は、まずは禁煙から始めてみてください。



| 集 計 事 項 | | | 全体(任継組合員を含む) | | | 現職組合員 | | | 現職組合員の被扶養者 | | |
|---------|---------------------|-----|--------------|--------|------|-------|-------|------|------------|-------|------|
| | | | 22年度 | 21年度 | 増 減 | 22年度 | 21年度 | 増 減 | 22年度 | 21年度 | 増 減 |
| 特定健康診査 | 特定健康診査対象者数 ① | (人) | 13,684 | 14,022 | -338 | 9,353 | 9,493 | -140 | 3,782 | 3,899 | -117 |
| | 特定健康診査受診者数 ② | (人) | 10,554 | 9,763 | 791 | 8,408 | 7,661 | 747 | 1,955 | 1,886 | 69 |
| | 健診受診率 ②/① | (%) | 77.1 | 69.6 | 7.5 | 89.9 | 80.7 | 9.2 | 51.7 | 48.4 | 3.3 |
| | 評価対象者数 ※1 ③ | (人) | 10,642 | 9,763 | 879 | 8,496 | 7,661 | 835 | 1,955 | 1,886 | 69 |
| 内臓脂肪症候群 | 内臓脂肪症候群該当者数 ④ | (人) | 1,476 | 1,378 | 98 | 1,345 | 1,239 | 106 | 103 | 106 | -3 |
| | 内臓脂肪症候群該当者割合 ④/③ | (%) | 13.9 | 14.1 | -0.2 | 15.8 | 16.2 | -0.4 | 5.3 | 5.6 | -0.3 |
| | 内臓脂肪症候群予備群者数 ⑤ | (人) | 1,390 | 1,221 | 169 | 1,272 | 1,086 | 186 | 95 | 106 | -11 |
| | 内臓脂肪症候群予備群者割合 ⑤/③ | (%) | 13.1 | 12.5 | 0.6 | 15.0 | 14.2 | 0.8 | 4.9 | 5.6 | -0.7 |
| 服薬中の者 | 高血圧症の治療に係る薬剤の服用者割合 | (%) | 13.5 | 13.6 | -0.1 | 13.5 | 13.3 | 0.2 | 12.5 | 13.1 | -0.6 |
| | 脂質異常症の治療に係る薬剤の服用者割合 | (%) | 8.6 | 8.2 | 0.4 | 8.5 | 8.2 | 0.3 | 8.4 | 8.1 | 0.3 |
| | 糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合 | (%) | 3.4 | 3.3 | 0.1 | 3.8 | 3.6 | 0.2 | 2.0 | 2.1 | -0.1 |
| 特定保健指導 | 積極的支援の対象者数 ⑥ | (人) | 1,349 | 1,250 | 99 | 1,276 | 1,188 | 88 | 53 | 42 | 11 |
| | 積極的支援の終了者数 ※2 ⑦ | (人) | 205 | 301 | -96 | 204 | 300 | -96 | 0 | 0 | 0 |
| | 動機付け支援の対象者数 ⑧ | (人) | 894 | 804 | 90 | 779 | 655 | 124 | 107 | 132 | -25 |
| | 動機付け支援の終了者数 ※2 ⑨ | (人) | 94 | 96 | -2 | 85 | 82 | 3 | 8 | 13 | -5 |
| | 特定保健指導の対象者数 ⑥+⑧ | (人) | 2,243 | 2,054 | 189 | 2,055 | 1,843 | 212 | 160 | 174 | -14 |
| | 特定保健指導の終了者数 ⑦+⑨ | (人) | 299 | 397 | -98 | 289 | 382 | -93 | 8 | 13 | -5 |
| 喫煙 | 喫煙者数 ⑩ | (人) | 2,424 | 2,305 | 119 | 2,315 | 2,187 | 128 | 82 | 94 | -12 |
| | 喫煙者の割合 ⑩/③ | (%) | 22.8 | 23.6 | -0.8 | 27.2 | 28.5 | -1.3 | 4.2 | 5.0 | -0.8 |

※1 特定健康診査受診者数に加え、全ての検査項目は受診できなかったものの、階層化が可能であった受診者も含んだ数

※2 前年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導の利用者で、前年の国への報告後に終了したものを含む。

風邪とインフルエンザの違い

| | 風邪 | インフルエンザ |
|-------|---------------------|---|
| 症状 | 鼻水やのどの痛み などの局所症状 | 38℃以上の発熱や咳、喉の痛み、 全身の倦怠感や関節の痛み などの全身症状 |
| 流行の時期 | 1年を通し ひくことがある | 1～2月が流行のピーク |

予防のポイント

日常生活での予防

- 人が多く集まる場所を避ける。
- 外出後のうがいと手洗い。
- 部屋の保温と加湿
- 栄養と睡眠を十分にとり、
抵抗力を高める。

予防接種

- 予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。
- 流行するウイルスの型が変わるので、毎年、定期的に接種することが望めます。



せきエチケット

せきやくしゃみなどの症状があるときは、きちんとマスクをし、まわりの人にうつさないようにしましょう。

- 咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせましょう。
- ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。
- 咳やくしゃみが出ている間は、マスクを着用しましょう。

インフルエンザに「かからない」「うつさない」ための予防と対策

12月～3月に流行するインフルエンザは感染力が非常に強く、毎年約1000万人、約10人に1人が感染しています。お年寄りや慢性の病気を持つ方は重症化しやすく、死に至る原因となることもあります。まずは、しっかりと予防し、もしかかってしまったらできるだけ早く医師の診断を受けましょう。

RSウイルス感染症対策

病気の赤ちゃんに
要注意!

RSウイルスは呼吸器の感染症なので、赤ちゃんはこじらせて細気管支炎や肺炎などの重い呼吸器疾患を起こしやすく、特にぜんそくや心臓病を持っている赤ちゃんは注意が必要です。

RSウイルス感染症とは、いわゆる風邪の一種で症状も似ており、風邪と診断されやすいですが、ほとんどの子どもが2～3歳までに一度は感染するもので、特に1歳未満の乳児や妊娠35週以前の早産児が感染すると重症化や死に至るケースも。名前はあまり知られていませんが、この冬は流行の兆しがあり、予防に気をつけたいものです。

症状

- 鼻みず、たんの詰まり、嘔吐
- のどの痛みや腫れ
- 呼吸数が増える
- ゼイゼイと苦しそうな咳
- 発熱
- 乳幼児は数時間で突然、重症化する

予防

- 手洗い、うがい、マスク
- 感染力が非常に強いので、乳幼児を人ごみに連れて行かない
- 身の回りのものをこまめに消毒する
- 風邪をひいている大人は子供に近づかない
- 特別な治療法はない



入学・修学 貸付のご案内

共済組合には、入学・修学に係る貸付制度があります。ぜひご利用ください。

| | 入学貸付 | 修学貸付 |
|------|---|--|
| | <p>申込受付中です</p> <p>入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付</p> | <p>2月下旬から受付します</p> <p>入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付</p> |
| 限度額 | <p>◆給料月額6か月以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。）</p> | <p>◆修業年限の年数に相当する月数1月につき、10万円以内（申込みは、1万円単位で年額120万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]</p> |
| 償還方法 | <p>◆貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回）</p> <p>◆申出により修業年限（貸付月の翌月から起算）を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分の支払い。）</p> | <p>◆修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回）</p> <p>◆修学期間中は元金据え置き。（元金据置期間中は利息分の支払い。）</p> |
| 添付書類 | <p>◆合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。）</p> <p>◆入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等</p> | <p>◆在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。）</p> <p>◆授業料、家賃等が確認できる書類等</p> |

毎月償還表〔抜粋〕 (平成24年1月1日現在)

| 入学貸付（年利2.72%） | | | 修学貸付（年利2.72%） | | |
|---------------|---------|------|---------------|---------|------|
| 貸付額 | 償還月額 | 償還回数 | 貸付額 | 償還月額 | 償還回数 |
| 50万円 | 8,922円 | 60回 | *120万円 | 13,923円 | 96回 |
| *100万円 | 12,295円 | 90回 | *240万円 | 21,058円 | 132回 |
| *150万円 | 15,674円 | 108回 | *360万円 | 28,338円 | 150回 |
| *200万円 | 19,055円 | 120回 | *480万円 | 37,783円 | 150回 |

*貸付額が100万円以上のときは、ボーナス併用償還の選択も可能です。

○貸付利率は、年2.72%です。

※貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い変動します。

※保険料の一部負担年0.06%を含んでいます。

○毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。

(お申込みは各所属所の共済事務担当課(係)までお願いします)

共済貯金に加入しませんか？

比べてください **普通貯金なのに有利な年利1.0%** (税引後年利0.8%・1月1日現在)

共済貯金は、出し入れ自由な普通貯金です。いつでも指定金融機関の窓口から預入ができ、給料天引きによる預入もできますので、将来に備えた計画的な貯蓄が可能です。定期預金とは違い、払戻も毎週行っており、手数料等を払うことなく払戻・解約できますので、大変便利です。

ご加入のお申込みは、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

地方公務員ダイアリー 2012

本書の内容の一部誤りが生じたので、お詫びして訂正いたします。次のとおり読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。

正誤表

| 内 容 | 誤 | 正 |
|---------------------|----------|----------|
| 危険物安全週間 | 6月10日～ | 6月3日～ |
| 自然公園クリーンデー | 8月7日 | 8月5日 |
| 救急医療週間 | 9月4日～ | 9月9日～ |
| 世界宇宙週間 | 10月6日～ | 10月4日～ |
| 家族の日 | 11月20日 | 11月18日 |
| 巻末付録 21 頁 出産費・家族出産費 | 350,000円 | 390,000円 |

「共済貯金」払戻スケジュール

平成24年1月～平成24年3月

平成24年1月～3月における共済貯金の払戻スケジュールは次のとおりです。

| 平成24年1月 | 回 | 払戻請求書締切日 | 送金予定日 |
|---------|----|----------|--------|
| | 1 | 1月10日(火) | 13日(金) |
| | 2 | 17日(火) | 20日(金) |
| | 3 | 24日(火) | 27日(金) |
| | 月末 | 26日(木) | 30日(月) |

※1月6日(金)の送金はありません。

| 平成24年2月 | 回 | 払戻請求書締切日 | 送金予定日 |
|---------|-------|----------|---------|
| | 1 | 1月31日(火) | 2月3日(金) |
| | 2 | 7日(火) | 10日(金) |
| | 3 | 14日(火) | 17日(金) |
| | 4 | 21日(火) | 24日(金) |
| | 月末(5) | 24日(金) | 28日(火) |
| | 6 | 28日(火)午前 | 29日(水) |

| 平成24年3月 | 回 | 払戻請求書締切日 | 送金予定日 |
|---------|----|----------|--------|
| | 1 | 3月6日(火) | 9日(金) |
| | 2 | 13日(火) | 16日(金) |
| | 3 | 19日(月) | 23日(金) |
| | 月末 | 27日(火) | 29日(木) |

※3月2日(金)の送金はありません。

[注意] ◆「払戻請求書締切日」は共済組合への請求書到着・受付日です。
◆解約、300万円を超える払戻及び貸付・物資の繰上償還に係る払戻につきましては、原則として月末回りのみの送金(払戻)となります。
◆当月の定例貯金を含めた額での払戻請求はできません。
◆第1回送金日での解約はできません。

ローンで自動車等のご購入をお考えの方に

簡単

便利

低利

物資供給事業をご利用ください

★簡単

4STEP



物資供給事業契約業者(指定店)では、自動車等の購入に当たり、共済組合立替払い(ローン)が下記の簡単4STEPでご利用できます。

★選べる

便利 な償還(返済)方法

支払忘れない給与天引きで、毎月償還分は60回以内、賞与償還分は共済組合立替金額の半分以上を償還期間内で自由に設定でき、償還期間中に手数料無料で一部・全部の繰上償還もできます。

★比べてください

低利 な償還利率

平成24年1月1日現在、年利2.9%(変動金利※3)で別途保証料等は徴収いたしません。

注意事項

※1: 指定店については、共済組合ホームページでご確認ください。
(<http://www.ehime-kyosai.jp/>)

※2: 利用限度額は200万円、未償還元金がある場合は、その金額を200万円から差し引いた金額が限度額となります。また、共済組合の貸付事業及び物資供給事業の毎月償還額の合算額(新規利用分を含む)が給料月額額の30%を超える場合、又は年間償還額の合算額(新規利用分を含む)が年収の30%を超える場合はご利用できません。

※3: 物資供給規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴って、償還途中であっても償還額が変更される場合があります。

※4: 過去に貸付事業・物資供給事業の規定に違反している場合、給料等の差し押さえを受けている、又は債務超過により返済が困難と認められる場合、その他利用が不適当と認められる場合等はご利用できません。

STEP 1

○所属所の共済事務担当課(係)で物資購入票(4部複写)を受け取り、氏名等を記入・押印してください。利用可能であれば、共済事務担当者が署名・押印いたします。



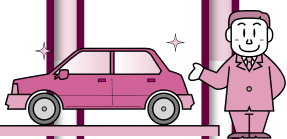
STEP 2

○物資供給事業契約業者(指定店)※1に共済組合の物資供給事業を利用する旨を伝え、物資購入票に購入商品名・共済組合立替金額※2等を記入し、契約業者に確認印をもらって、業者控を除く3部を受け取ってください。



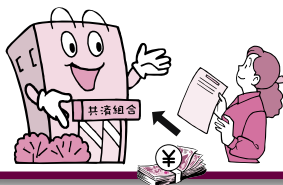
STEP 3

○契約業者から納品(納車)されます。



STEP 4

○納品後は速やかに、物資購入票に受領印を押印、希望支払方法を記入して、組合員控を除く2部を共済事務担当者にお渡しください。内1部が共済組合へ提出され、契約業者に確認後、共済組合から契約業者に直接送金いたします。
○決定された償還回数で、元利均等償還により償還額を計算し、決定月の翌月から、給料及び賞与からの天引きで償還(返済)していただきます。



○**お願い**
貸付事業及び物資供給事業のご利用に当たっては、収入と借入のバランスを考えた返済計画を立ててください※4。

物資指定店の取消

| 区分 | 年月日 (変更は届出日) | 指定店名 | 所在地 | 電話番号 | 取扱商品 |
|------------|-----------------|---|--------------------|-------------------|------|
| 取消 (店舗) | H23.9.5 | ネットトヨタ愛媛株 Uステージ松山インター店 | 松山市北土居4丁目 10-13 | (089) 969-1811 | 自動車 |
| 取消 (店舗) | H23.9.5 | エヌ・ティ・愛媛株 フォルクスワーゲン松山インター GUCセンター | 松山市北土居4丁目 10-13 | (089) 969-1811 | 自動車 |
| 取消 (店舗) | H23.9.15 | (有)宮内自動車販売 石井店 | 松山市東石井4丁目 11-13 | (089) 905-2333 | 自動車 |

Happy New Year

本年もえひめ共済会館を
よろしく願います。

お得な新年会プラン好評承り中
期間限定 H24.1.31まで

新年会 おすすめコース

(すべて税込価格)

- ・和会席・和洋コース・
・和洋卓料理・
3,500円～4,500円
- ・各種鍋コース・
3,500円～4,500円
- ・とらふぐコース・
6,000円

写真は和洋コース 4,500円(税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎(芋・麦・米・チューハイ・ソフトドリンク)

期間中、お1人様
3,500円以上の料理で

飲み放題 **1,000円に!!**
通常1,500円が

※その他ご予算に合わせた各種宴会料理(鍋コース)もご用意させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

宿泊予約状況(12月16日現在)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ● |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| | ● | × | × | × | × | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 2月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 |
| | ● | ● | ● | × | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | | |
| 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | | | |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |

● 余裕あり ▲ あと僅か × 満室

「四国4県共済組合宿泊施設合同プラン」

「四国旅劇場」

平成25年3月31日まで

どこに宿泊されても 1県目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2県目 10%off 3県目 50%off 4県目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!

詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約はお電話にて
好評承り中♪

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



石鎚山(西条市)

表紙によせて

本誌の名称にもなっている石鎚山は標高1,982m、西日本最高峰の山です。日本七霊山の山としても有名です。天狗岳、弥山、南尖峰の総称を石鎚山と呼び、弥山頂上には石鎚神社頂上社があります。毎年、7月1日〜10日には、お山開きの神事が行われ、多くの信者が参拝登山に訪れます。

温暖化の影響で本格的な積雪は12月に入ってからです。10月下旬頃から、冷たい風で空気中の水分が樹木の枝などに凍り付いてできる「霧氷」に覆われ、冬に衣替えしていきます。

組合の現況

(平成23年11月末現在)

| | |
|-------------|----------------|
| ◎所属所数 | 42 |
| ◎組合員数 | 15,211人 |
| 男 | 9,916人 |
| 女 | 5,295人 |
| ◎平均給料月額(短期) | 319,263円 |
| ◎被扶養者数(含任継) | 18,375人(内258人) |
| ◎任意継続組合員 | 356人 |
| ◎年金受給者数 | 16,207人 |